

補足調査資料

平成 20 年 4 月 15 日
独立行政法人国際協力機構

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」の補足調査について

標記運用実態確認を補足するため、基本的に下記に基づき現地調査を実施し、その結果を公表することと致します。

記

1. 調査目的

ステークホルダーへの聞き取り調査を含む現地調査を通じた現行ガイドラインの課題、及び新 JICA 環境社会配慮ガイドラインで検討すべき論点を抽出すること。

2. 方法

相手国政府、住民（代表）、現地 NGO（関係団体がある場合）へのヒアリング（通訳は JICA が手配）、相手国政府へのアンケート

3. 内容（調査対象者により項目を選定）

プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

プロジェクトの影響の緩和に対する相手国政府の姿勢

相手国による情報公開の時期（タイミング）、方法、内容（提供情報等）、言語/様式

ステークホルダー協議（他の方法の場合を含む）の時期（タイミング）、方法、内容（提供情報、意見等）、言語/様式

ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

影響項目の選定

（住民移転の計画がある場合）回避・最小化の方法、合意形成の方法、移転及び生計手段の喪失に関する対策、住民の参加

調査結果の活用

環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

(相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合)

環境影響評価の実施状況(例:環境影響評価報告書等の公開の時期(タイミング)、方法、言語/様式)

4. 対象案件

運用実態確認における案件調査の対象案件の中で、ガイドライン施行後に事前調査または予備調査を行った案件のうち数案件(住民移転または用地取得も考慮)

以上

平成 20 年 4 月 15 日
国際協力銀行

**環境社会配慮確認のための国際協力銀行
ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）の補足調査について**

実施状況調査を補足するため、基本的に下記に基づき現地調査を実施し、その結果を公表することと致します。

記

1. 調査目的

ステークホルダーへの聞き取り調査を含む現地調査を通じた現行ガイドラインの課題、及び新 JICA 環境社会配慮ガイドラインで検討すべき論点の抽出。

2. 調査対象案件

現行ガイドラインが適用されている案件のうち、住民移転の発生が見込まれ、一定の進捗がみられる主としてカテゴリ A の円借款事業（案件名は相手国政府の事前同意を得た上で公表）。

3. 調査実施者

本行（開発担当部、駐在員事務所、環境審査室、及び環境ガイドライン担当審査役（一部））

4. 調査方法

現地で相手国政府、プロジェクト実施主体、移転対象住民、被影響住民、現地 NGO 等からの聞き取りを行なう（通訳は本行が手配）。

なお、以下のステークホルダーが含まれる案件については、その対象に含める。

- i) 補償・移転計画についてプロジェクト実施主体との間で中心的な協力関係にある住民・NGO グループとは異なる補償対象グループ
- ii) EIA 作成の段階において、予測されていなかった環境社会影響を被っているステークホルダー
- iii) 事業の環境社会影響について懸念をあげていたにも関わらず、プロジェクト実施主体の被影響スコープの枠・定義から除外されたステークホルダー
- iv) 現在、短期的には実害が出ていなくとも、事業による長期的な実害を懸念

しているステークホルダー

- v) 事業者や JBIC に既に意見・懸念等を提出しているステークホルダー
- vi) スクワッターの移転者

5. 調査項目

(1) 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容

- i) EIA のスコーピング内容及び検討プロセスが適切であったか。
- ii) 被影響住民が EIA の制度及び EIA 自体を認知しているか。
- iii) 現地で公開されている文書と、JBIC に提出されている文書に差異があるか。
- iv) 住民移転計画書の情報公開の時期・方法・内容が適切であったか。

被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況

- i) 被影響住民との協議の時期・方法が適切であったか。
- ii) 間接的影響を受ける住民も協議に参加できるよう配慮されていたか。
- iii) 予測される悪影響、移転・補償措置等の重要な情報などが協議にて認識され、懸念点については、十分議論が行なえる時間、回数、環境が確保されていたか。
- iv) 協議結果が事業計画や住民移転計画等へ適切に反映されていたか。

(2) 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況

- i) 計画された環境、社会面に係る緩和策が適切に実施されているか。
- ii) 影響の「回避」を優先するために十分な議論が行なわれ、それが可能ではない場合には影響の「最小化」「軽減」が図られていたか。
- iii) 派生的・二次的な影響、累積的な影響への対応も含まれていたか。

被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況

- i) 物理的な対策に加え、実質的に生活水準が改善・回復しているか。
- ii) 補償が適切な時期に支払われていたか。

先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況

住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況

環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む)

相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況

その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

以上